

仙台市泉区公告 第 3 / 号

別紙に掲げる者に対する国民健康保険に係る通知については、その送達を受けるべき者の居所が明らかでなく、送達できないため、国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、仙台市泉区保健福祉センター保険年金課において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば交付します。

令和8年7月14日

仙台市泉区長 遠藤 弘一

別紙

R8 泉保年第 192-5 号

(担当課：泉区保健福祉センター保険年金課)

[illegible]